

使用済み小型家電回収品目一覧

分別方法などの不明な点のお問い合わせ 住民課住民生活室生活環境係 Tel 5-3312

音威子府村では平成26年4月1日より「使用済み小型家電」の無料回収を行っています。

つぎの一覧に記載のある使用済み小型家電は、「一般ごみ」や「粗大ごみ」とせずに、「使用済み小型家電」として出してください。

但し、事業所から排出される電気製品は、村で回収している「使用済み小型家電」には該当しません。産業廃棄物として処理してください。

■回収方法及び場所

▽ボックス回収（設置場所が開庁・開館しているときにご利用ください。）

設置場所 ・音威子府村役場 ・咲来公民館

回収ボックスは、投入口が40cm×15cmとなっています。大きな機器はステーション回収で出してください。

個人情報が含まれる機器は必ず回収ボックスへ投函してください。

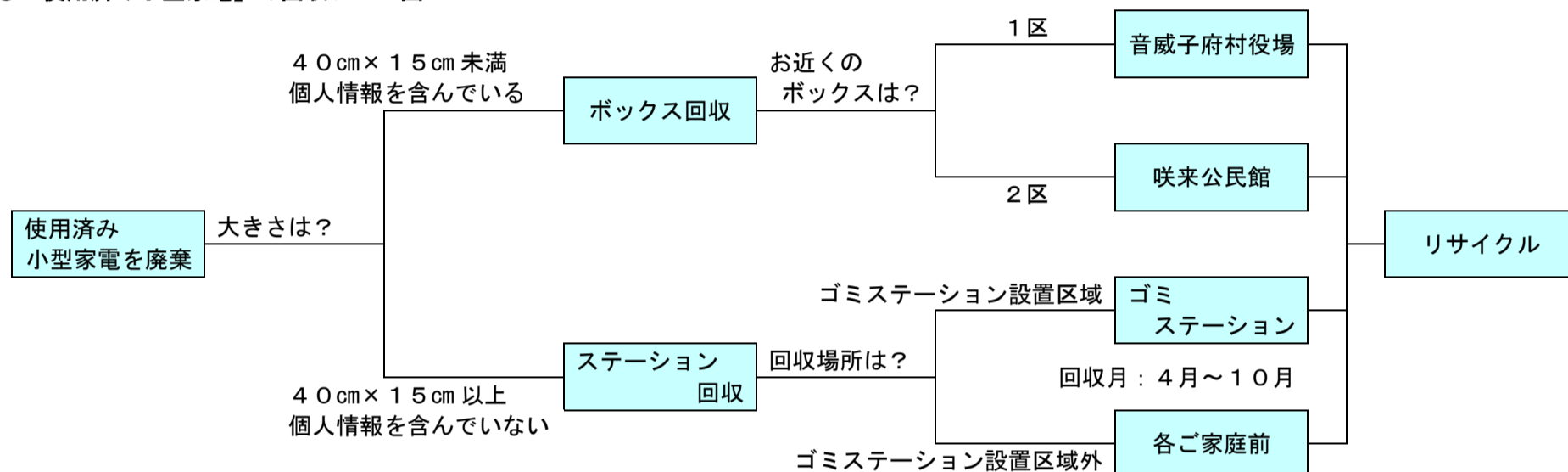
▽ステーション回収（4月～10月の粗大ごみ収集日と同時回収：ごみカレンダーでご確認ください。）

回収場所 ・各ゴミステーション ・ゴミステーション設置区域以外は各ご家庭前

回収ボックスに入らないような大きな機器は、ゴミステーションへ出してください。



○「使用済み小型家電」の回収フロー図



■回収品目（下記に記載のない機器はお問い合わせください。）

種別	品名（電子機器付属品も含みます）
PC周辺機器	・パソコン ・プリンター（インク等は取り外す） 磁気/光ディスク装置（記憶装置）など
AV機器 カー用品（電子機器）	・レコーダー ・プレイヤー ・ラジオ ・アンプ ・ステレオセット ・スピーカーシステム ・テレビ用アンテナ ・チューナー ・ディスプレイ ・ACアダプター ・ヘッドホン ・マイク ・イヤホン ・プラグ ・ジャック ・コネクタ ・延長コード ・ETC車載ユニット ・カーテレビ ・カーナビゲーションシステムなど
趣味電化製品	・カメラ ・ゲーム機 ・電子/電動式玩具 ・電気/電子楽器 ・ランニングマシン など
生活家電	・携帯電話端末 ・PHS端末 ・電話機 ファクシミリ ・電気掃除機 ・扇風機 ・電気ミシン ・電気/電子時計 ・電卓 ・電子辞書端末 ・電子書籍端末 ・電気ストーブ ・オイルヒーター ・石油ストーブ ・加湿器 ・除湿器 ・空気清浄機 ・電気照明器具 ・携帯用電気ランプ（懐中電灯） ・電動工具 ・ヘアドライヤー ・電気かみそり ・電動歯ブラシ ・電気アイロン ・電子式ヘルスメーター 電気マッサージ器 ・電気芝刈機 など
調理家電	・電気ポット ・ジャー炊飯器 ・電子レンジ ・ジューサー ・ミキサー ・コーヒーメーカー（耐熱ガラス除く） ・トースター ・ホットプレート ・電磁調理器（卓上型） ・食器洗い乾燥機（卓上型） など
家庭用医療機器	・補聴器 ・電動式吸入器 ・電子体温計 ・電子血圧計 ・磁気/熱療法治療器 など

■回収できないもの

▽家電リサイクル法の対象機器（エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機） →家電リサイクル法に基づいた処理が必要です。

▽デスクトップ型パソコンのブラウン管モニター（CRTディスプレイ） →「パソコンのリサイクル」で処理できます。

▽乾電池、ボタン電池、モバイルバッテリー、喫煙用具の電子たばこのバッテリー →役場などの「乾電池回収ボックス」に出してください。

▽蛍光管、蛍光灯 →「ゴミステーション」に分別して出してください。

▽電球、LED電球、LED蛍光管 →「一般ごみ」で出してください。

▽ウォシュレットの便座等の不衛生な機器類 →「一般ごみ」で出してください。

▽ビデオテープ、カセットテープ、FD、CD、MD、DVD、BD、SDカード、USBメモリなどの記録媒体 →「一般ごみ」で出してください。

▽布製の製品（電気毛布・電気カーペット等）、木製の製品（こたつ・スピーカー等） →「粗大ごみ」や「一般ごみ」で出してください。

▽小型家電の内部に残さ類があるもの（掃除機のゴミ、シュレッダー裁断の紙、鉛筆削りのカス等） →必ず、取り除いてください。

▽石油ストーブ等の灯油・不凍液等の可燃性の液体（オイルヒーターを除く） →必ず、取り除いてください。

■注意事項 携帯電話やパソコン等の個人情報が含まれる機器は、可能な限りデータの消去をしてください。